

(仮)第 5 次豊田市教育行政計画（素案）

2025 年 7 月

豊田市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	2
(4) 国・社会の動向	3
(5) 市の概況と教育を取り巻く状況	3
第2章 計画の基本的な考え方	12
(1) (仮) 学びの大綱	12
(2) 計画の体系	14
(3) 計画の基本方針	15
(4) 計画の取組の方向性	16
第3章 取組の方向性	17
取組の方向性1 自他を尊重する心を育む教育の推進	17
取組の方向性2 学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進	20
取組の方向性3 誰もが自分らしく学べる教育環境の確保	23
取組の方向性4 安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境づくり	27
取組の方向性5 子どもに向き合い、寄り添える学校環境づくり	29
取組の方向性6 生涯にわたり学び続ける機会の充実	31
取組の方向性7 郷土を愛し地域とともに学ぶ共働の促進	34
取組の方向性8 新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出	37
第4章 計画の推進	39
(1) 計画の推進体制	39
資料編	41
(1) 関係法令等	41
(2) 策定体制図	41
(3) 審議会委員名簿	42
(4) 豊田市教育委員会附属機関規則	43
(5) 豊田市教育行政計画審議会への諮問書	44
(6) 豊田市教育行政計画審議会からの答申書	44
(7) 審議会の審議経過	45
(8) 豊田市の教育に関するアンケート調査	46
(9) 関係団体等へのヒアリング	46
(10) パブリックコメントの概要	46
(11) 語句説明	47

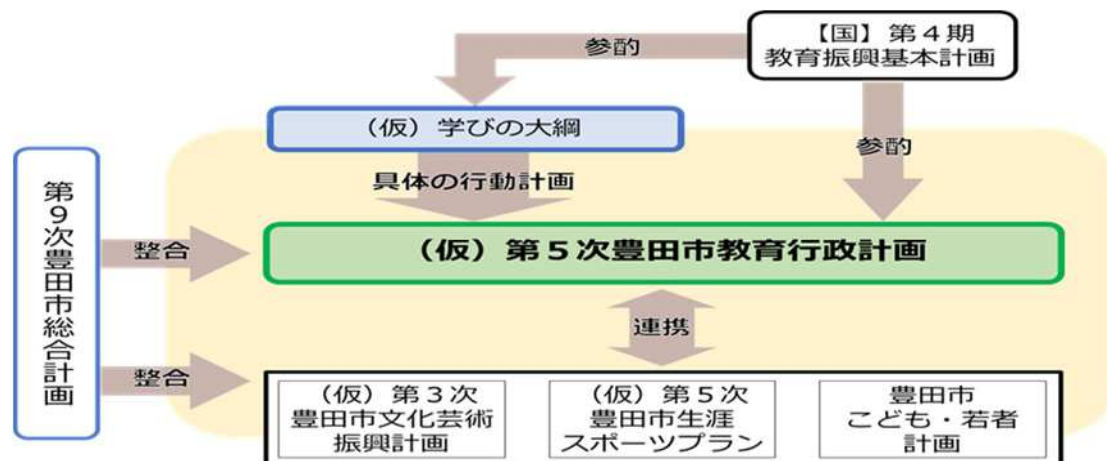
第1章 計画策定にあたって

(1) 策定の趣旨

- 教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、持続可能な新しい社会の創り手となる育ちをも支えることから、重要な社会基盤の一つです。
- また、現代は、将来の予測が困難な時代となっており、これからの社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」や、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「日本社会に根差したウェルビーイング^{*}の向上」に向けた教育政策が必要とされています。そのため、日本社会における教育の果たす役割、重要性はますます高まっています。
- 本市では、「未来を拓く学び合い」をキーワードに、大きな変革の時代において、家庭・学校・地域がともにそれぞれの役割を果たしながら学び合い、未来を拓く子どもたちを育てていくことを目指してきました。さらに、2025年3月に策定された「第9次豊田市総合計画」では、こどもたちが、ミライを生き抜く力^{*}を育むため、多様な場で、こども同士や多世代とのつながりの中で、多様な経験ができるまちづくりを進めることが重要であるとしています。今後も引き続き、多様なつながりの中で、家庭・学校・地域が一体となって取り組む、地域ぐるみの学びを共働^{*}により推進していくことが求められます。
- 第4次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興を目指して、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえながら、市民の学びを支える教育行政の方向性を明らかにするとともに、必要な取組を着実に推進するため、新たな教育行政計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定による、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」として位置付ける本市の教育行政における基本的な計画です。
- 本計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市の教育に関する大綱「(仮) 学びの大綱」を実現するための具体的な行動計画です。
- なお、本計画には、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づく「豊田市子ども読書活動推進計画」が含まれます。
- また、文化芸術基本法第7条の2に基づく「豊田市文化芸術振興計画」をはじめ、スポーツ基本法第10条に基づく「豊田市生涯スポーツプラン」やこども基本法第10条及び豊田市子ども条例第27条に基づく「豊田市こども・若者計画」などの関連計画と連携を図りながら策定しています。



※文化、スポーツ、幼児教育の各分野については、関連計画に位置付けるため、本計画の範囲外とします。

(3) 計画期間

○本計画の計画期間は、2026 年度から 2030 年度までの 5 年間とします。

(年度)

	2022 令和 4 年	2023 令和 5 年	2024 令和 6 年	2025 令和 7 年	2026 令和 8 年	2027 令和 9 年	2028 令和 10 年	2029 令和 11 年	2030 令和 12 年
総合計画	第 8 次総合計画 (2017～2024)			第 9 次総合計画 (2025～2034)					
教育大綱	第 3 期教育大綱 (2022～2025)				(仮) 学びの大綱 (2026～)				
教育行政計画	第 4 次教育行政計画 (2022～2025)				(仮) 第 5 次教育行政計画 (2026～2030)				
子ども読書活動 推進計画	子ども読書活動アクションプラン (2022～2025)				子ども読書活動アクションプラン (2026～2030)				
文化芸術振興計画	第 2 次文化芸術振興計画 (2018～2025)				(仮) 第 3 次文化芸術振興計画 (2026～)				
生涯スポーツプラン	第 4 次生涯スポーツプラン (2022～2025)				(仮) 第 5 次生涯スポーツプラン (2026～)				
こども・若者計画	第 3 次子ども総合計画 (2020～2024)			こども・若者計画 (2025～2029)					

（４）国・社会の動向

- 現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA*」の時代とも言われています。人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の気候変動、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化など、継続的な社会課題がある中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や、国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったといえます。また、生成 AI* などデジタル技術の発展も、社会に大きな変化をもたらしています。
- このような中で、2023 年 6 月に「第 4 期教育振興基本計画」が閣議決定されました。計画では、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことのできる「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げています。また、「地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められている。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。」と記載され、社会教育が再定義されています。そしてその基盤を支えるために、社会教育施設の機能強化や、社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図ることが必要であるとしています。
- また、2024 年 12 月、文部科学大臣は、中央教育審議会* に、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問しました。その中で、顕在化している課題として、「①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在」「②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ばであること」「③デジタル学習基盤の効果的な活用」の 3 点を挙げています。これらに対し、これまでのよりよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要があるとしています。

（５）市の概況と教育を取り巻く状況

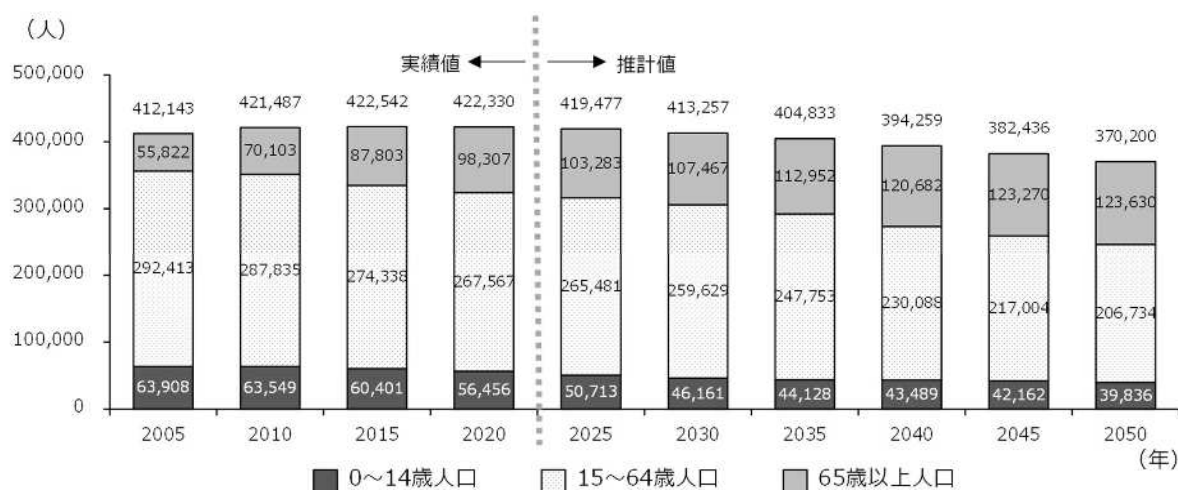
① 位置、面積、地形

- 豊田市は、愛知県の北部に位置し、東西 49.36km、南北 33.37km で、面積は 918.32 km² であり、愛知県の市町村で最も面積の広い市です。豊田市役所の標高は 36.7m ですが、市内には標高 1,000m を超える地域もあるなど、多様な地形・自然条件を有しています。

② 人口

○総人口は、国勢調査ベースで、2015 年をピークに減少に転じました。65 歳以上の人口は増加傾向にある一方、0～14 歳人口と 15～64 歳人口は、2010 年以降、減少傾向にあります。

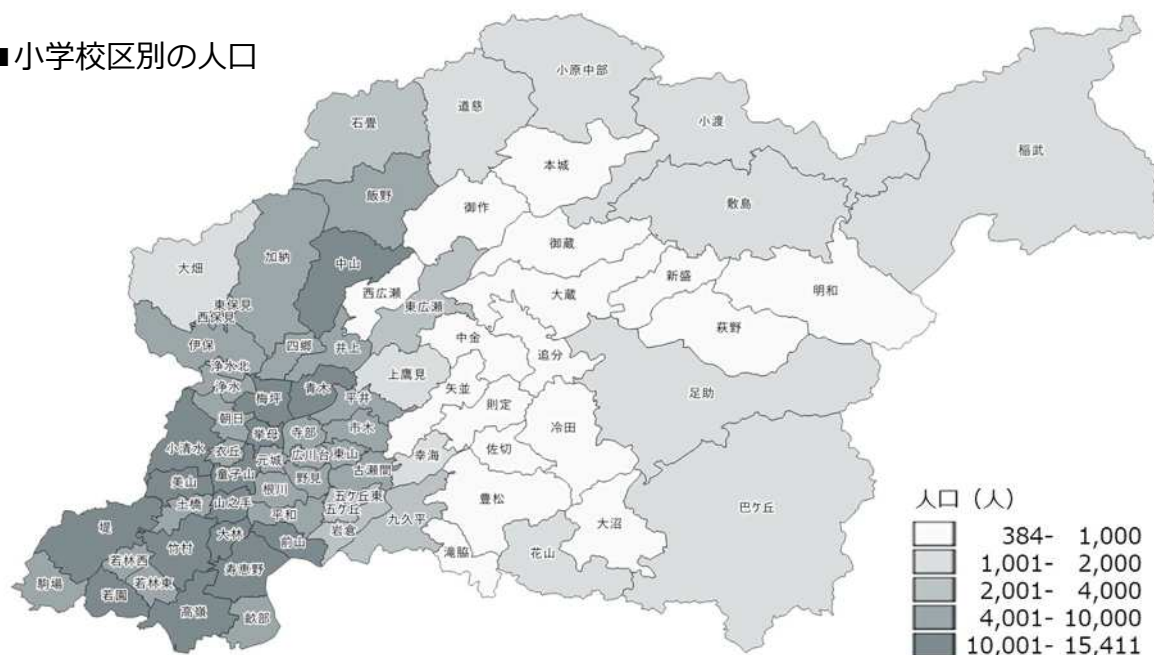
■年齢 3 区分別の将来人口推計



資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023 年推計)」

○小学校区別の人口では、旧豊田市においては多くの小学校区で 1 万人を超えています。旧町村では 1,000 人以下の小学校区もみられ、地域によって大きく異なっています。

■小学校区別の人口

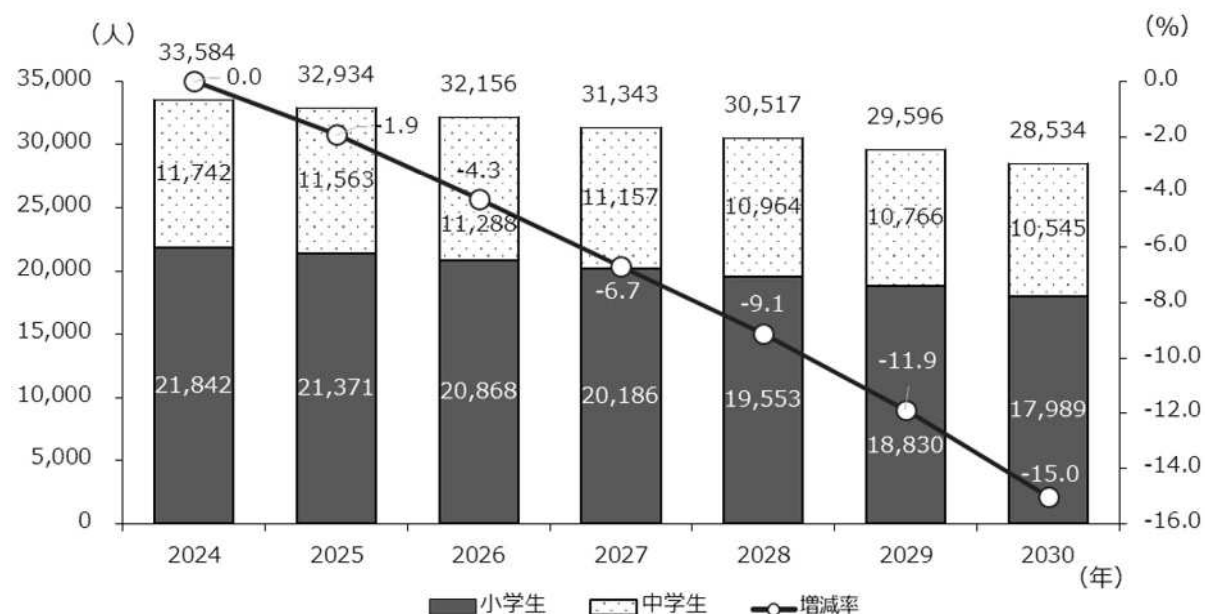


資料：豊田市（2024 年 5 月 1 日現在）

注：国土交通省「国土数値情報（小学校区データ）」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A27-2023.html>) を加工して作成。

○今後の児童生徒数については、減少傾向で推移していく見込みです。

■今後の児童生徒数の推計



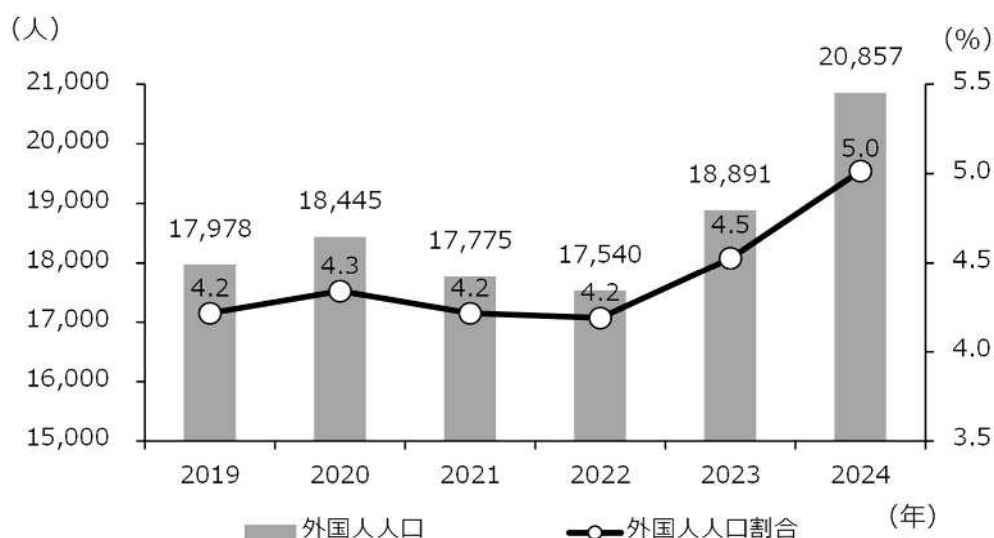
資料：豊田市（2024年5月1日現在）

注：2025年以降の人数は出生数から算出（転入・転出は含まない）、増減率は2024年比。

○外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、近年は増加傾向にあります。

○国籍では、ブラジル、ベトナム、フィリピン、中国、インドネシア、韓国・朝鮮の順に多くなっています。6～14歳では、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルー、ネパールの順に多くなっています。

■外国人人口及び外国人人口割合



資料：豊田市（各年5月1日現在）

注：外国人人口割合は2019年比。

■外国人及び6～14歳の国籍別人口

(人)

	外国人総数	ブラジル	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	韓国・朝鮮	その他
豊田市全体	20,857	6,968	3,604	2,403	2,210	1,178	966	3,528

	外国人総数	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー	ネパール	その他
6～14歳	1,482	756	197	173	86	83	42	145

資料：豊田市（2024年5月1日現在）

③ 中核市平均との比較

- 本市の教育費の歳出は、335億円となっています。
- 小学校（市立）の学校数は75校、児童数は22,365人、教職員数は1,702人となっています。中学校（市立）の学校数は28校、生徒数は11,955人、教職員数は920人となっています。
- 他の中核市と比べて、本市では、教育費の歳出、小学校数、教職員数、図書館蔵書数など、中核市の平均値を上回る項目が多くみられます。

■中核市平均との比較

(単位)	総人口				行政区域	教育費	
		0-14歳	15-64歳	65歳以上	面積	決算額 (2023年度)	構成比
	人	%	%	%	km ²	億円	%
豊田市	415,853	12.5	63.0	24.5	918	※ 335	16.8
中核市平均	360,612	11.8	59.0	29.2	403	179	10.9

(単位)	小学校（市立）			中学校（市立）			図書館
	学校数	児童数	教職員数	学校数	生徒数	教職員数	蔵書数
	校	人	人	校	人	人	万冊
豊田市	75	22,365	1,702	28	11,955	920	161
中核市平均	47	17,665	1,260	22	8,730	689	99

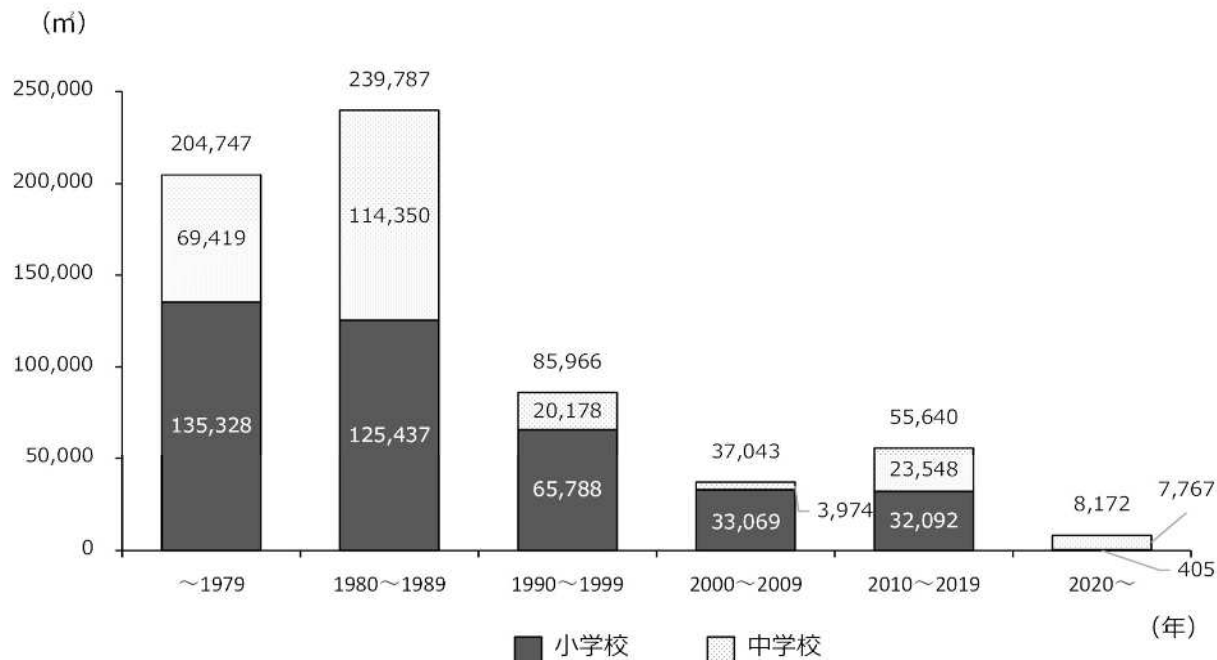
資料：中核市市長会「2024年度都市要覧」

※ 社会教育費含む

④ 学校施設

○1980年代までに建築され、築40年以上になる学校施設が多く存在します。

■学校施設の建設年度別延べ床面積



資料：豊田市

⑤ 学級編制の基準

○豊田市では、小学1～3年生と中学2～3年で、国・県が定めた学級編制の基準よりも、少ない人数で学級編制をしています。

■国・愛知県・豊田市の学級編制基準

	(人)				
	小学1～3年	小学4～5年	小学6年	中学1年	中学2～3年
豊田市	30	35	35	35	35
愛知県	35	35	35	35	40
国	35	35	40	40	40

資料：豊田市（2024年度）

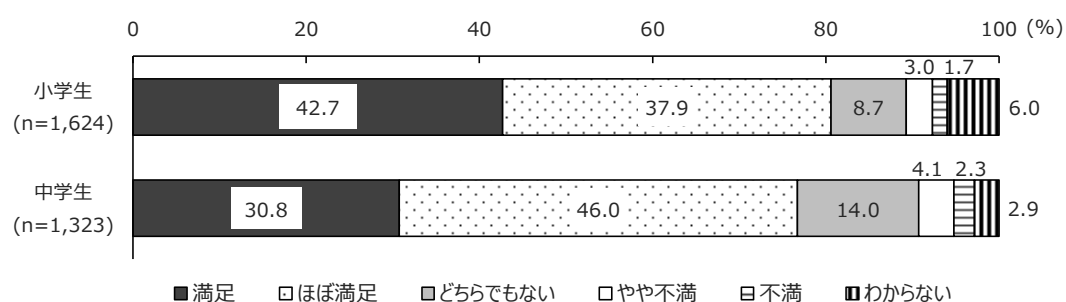
注：基準を超える場合、補助教員を配置する場合あり。

⑥ 児童生徒の状況

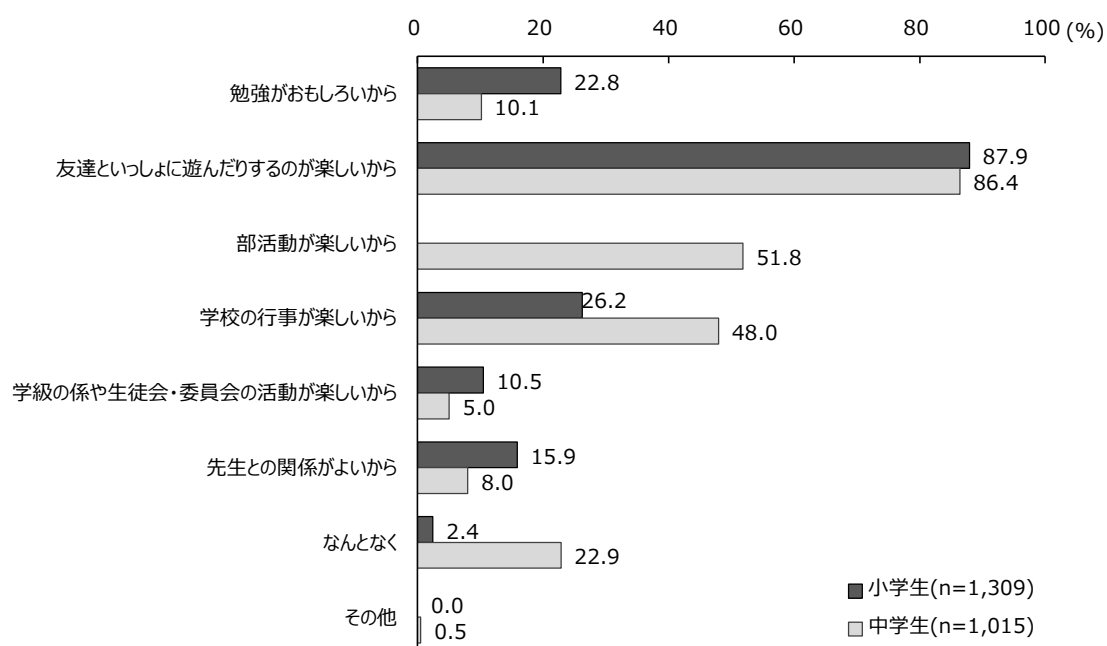
○本市が実施したアンケート調査では、学校生活の満足度は、小学生、中学生ともに「満足」「ほぼ満足」が約8割を占めています。

○学校生活に満足している理由は「友達といっしょに遊んだりするのが楽しいから」が、満足していない理由は「勉強がよくわからないから」が、最も多い結果となっています。

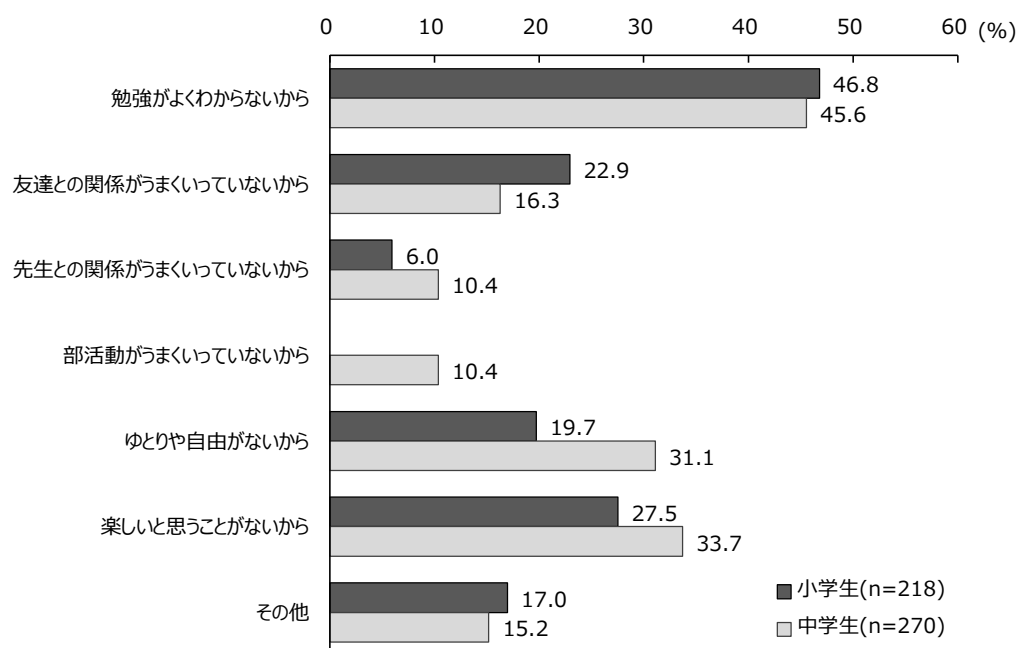
■ 学校生活の満足度



■ 学校生活に満足している理由



■ 学校生活に満足していない理由

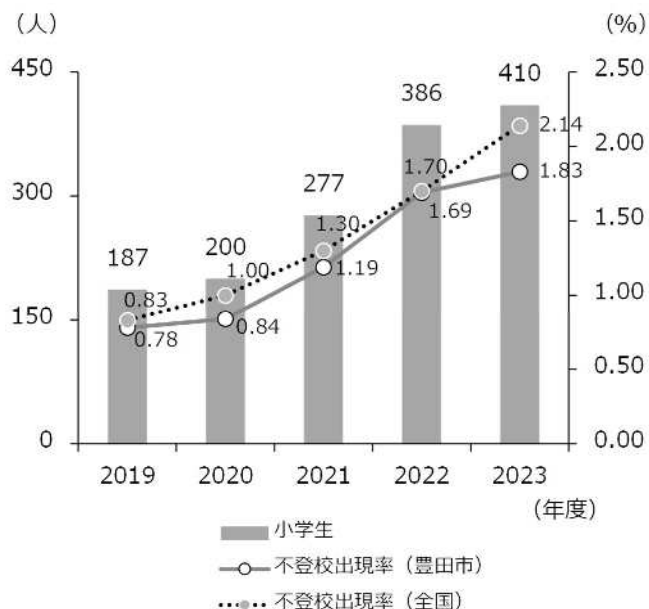


資料：豊田市（2024 年度）

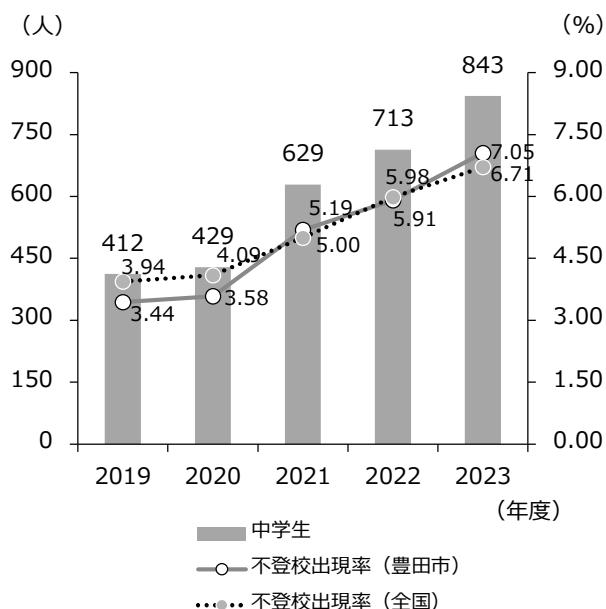
⑦ 不登校児童生徒数

○不登校児童生徒数は、小・中学生ともに増加傾向にあります。

■不登校児童生徒数の推移 (小学校)



(中学校)

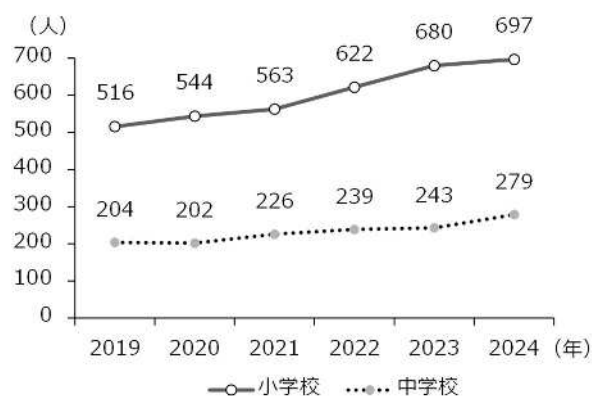


資料：豊田市

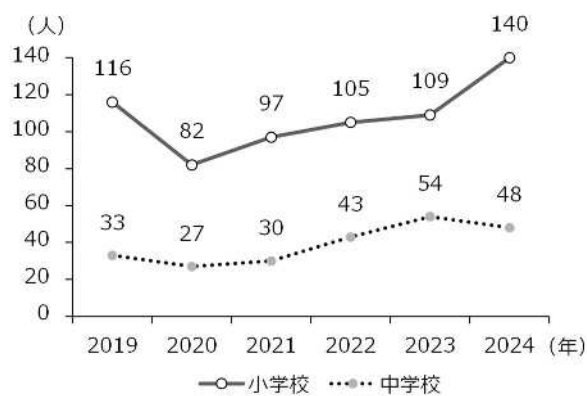
⑧ 特別支援学級*在籍・通級指導教室*利用児童生徒数

○特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級指導教室を利用している児童生徒数ともに増加傾向にあります。

■特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



■通級指導教室を利用している児童生徒数の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

資料：豊田市

⑨ 教育相談件数

○教育相談件数は、「不登校」に関する相談が最も多く、半数以上となっています。次いで、「性格行動」、「発達」、が多くなっています。

■青少年相談センター（パルクとよた）への教育相談件数

（件）

年度	総数	不登校	性格行動	発達	学校教育	家庭	心身問題	反社会行動	仕事	その他
2022	4,924	2,562	899	863	236	225	90	37	10	2
2023	4,906	2,629	759	831	338	158	148	33	2	8
2024	4,564	2,138	995	869	201	136	133	36	20	36

*「学校教育」は、学業・進路、集団への不適應、友人関係等

*「その他」は、いじめ、性の問題、虐待等

資料：豊田市

○小学校のスクールカウンセラー*への相談件数、スクールソーシャルワーカー*（SSW）への相談件数は増加しています。

■スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの相談件数

スクールカウンセラーへの相談件数	
年度	件数
2023	小学校 17,909
	中学校 11,832
2024	小学校 19,318
	中学校 11,006

ソーシャルスクールワーカーへの相談件数		
年度	件数	SSW の人数
2023	11,518	10
2024	16,298	10

資料：豊田市

⑩ SDGs の推進

○2015 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択されました。また、国は、地方公共団体による SDGs の取組の推進に向け、地方創生分野における日本の SDGs モデルの構築を進めており、本市は、2018 年 6 月に持続可能な開発目標達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市*」として内閣府に選定されました。それ以降、「SDGs 未来都市」として、SDGs に関する普及啓発や地域課題の解決の加速化を図り、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。

○本計画においても、SDGs の目標を踏まえ、各取組を推進します。

第2章 計画の基本的な考え方

(1) (仮) 学びの大綱

「(仮) 学びの大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

本市では「第9次豊田市総合計画」で掲げられた「こども起点」「つながり合う」といった注力すべき視点や、学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び^{*}」の視点を重視し、学習者の主体的な活動である「学び」を支えることが重要であるという考えから、大綱の名称を「(仮) 学びの大綱」としました。

◇基本理念

つながりの中で、誰もが学び合いながら、 自分らしく豊かな人生を切り拓く

子どもたちが、将来に夢と希望を持ち、生き生きと学び続けるためには、多様な人や地域とのつながりの中で、様々な体験や学びを通じて、学ぶ楽しさを知ることが大切です。

子どもたちのかけがえのない命と心を守るため、市民一人ひとりが、自他の命と人権を尊重し、家庭・学校・地域等において、多様な個性や立場の違いを認め合いながら、誰もが安心して学び、育つことができる環境の実現を目指します。

そして、誰もが生涯にわたり学び合うことで、幸せを感じ、自分らしく豊かな人生を切り拓くことができるよう、自ら学び続ける市民の活動を支援します。

◇めざす学びの姿

基本理念を踏まえ、市民の「めざす学びの姿」を明示します。本市は、誰もが自分らしく学び続けられる環境を整え、支援します。

自分を大切にし、他者を尊重する

自他の命と人権を尊び、思いやりの心を育むために、様々な体験や学びを通じて、互いの個性や多様な価値観の違いを認め合いながら、誰もが幸福感や自己肯定感を高められる環境づくりを進めます。

誰もが安心して生涯にわたり楽しく学び続ける

生涯にわたって自らの可能性を伸ばし豊かに生きるために、主体的に学び、考え、行動していく力の育成や、一人ひとりの個性と能力に応じた教育機会の保障、やりたいことに挑戦できる機会の充実によって、誰もが学ぶ楽しさを知り、いくつになっても学び続けられる環境の実現を目指します。

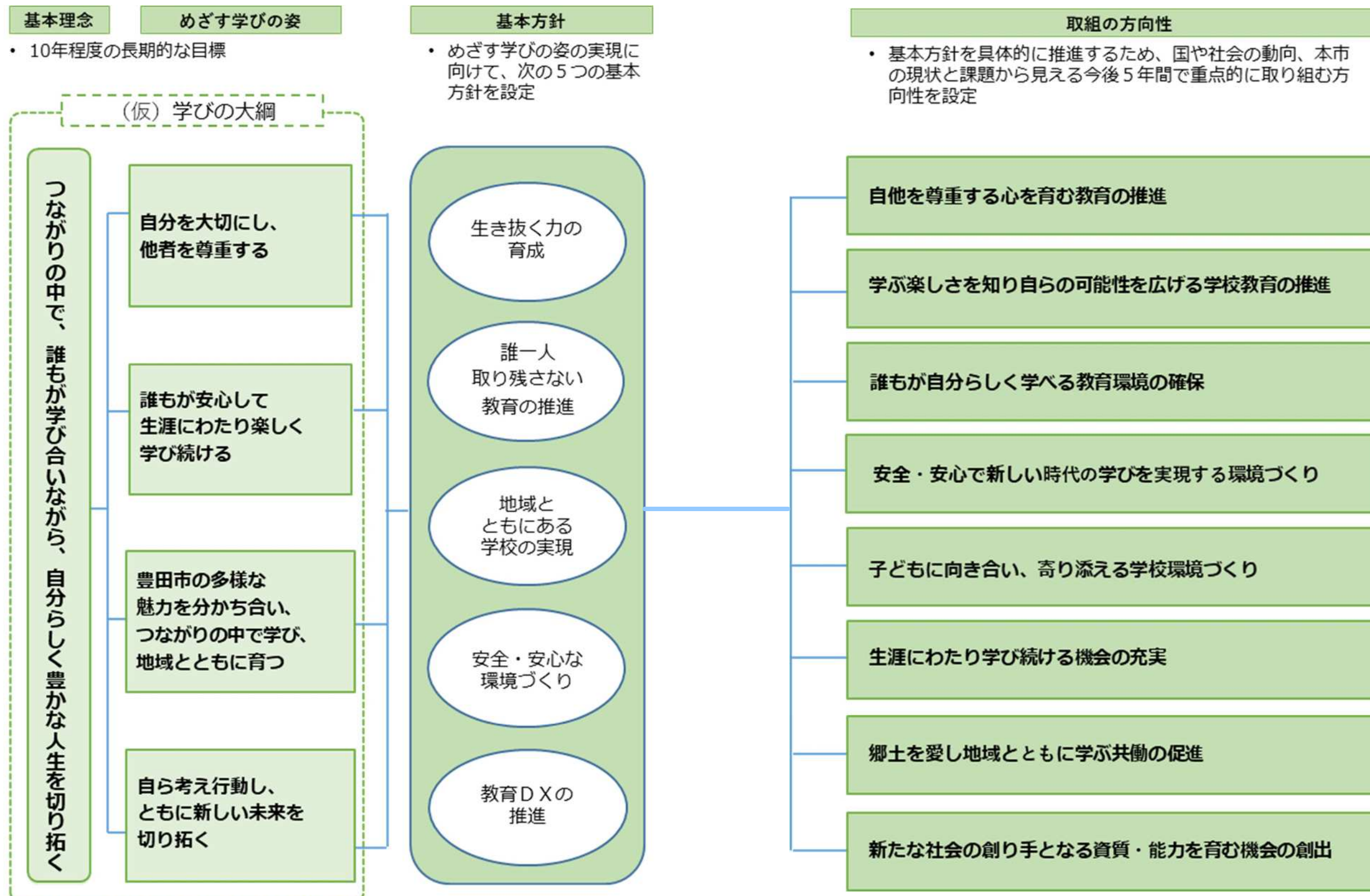
豊田市の多様な魅力を分かち合い、つながりの中で学び、地域とともに育つ

多様なつながりの中で学び合い、地域を愛し、地域資源を活用する人が育っていく好循環を生み出すために、都市と山村、産業と自然、多文化共生*等、本市の豊かな魅力を生かして学習・活動する機会を充実させるとともに、家庭・学校・地域が一体となって取り組む、地域ぐるみの学びを共働により推進します。

自ら考え行動し、ともに新しい未来を切り拓く

産業構造の変革、社会構造や価値観の変化等、予測が困難な時代を豊かに生きるために、地域や世界規模の課題を自分事としてとらえ、多様な人々とともに課題解決に取り組みながら、持続可能な新しい未来を切り拓いていく資質や能力を育む機会の充実を図ります。

(2) 計画の体系



(3) 計画の基本方針

「めざす学びの姿」の実現に向けて、次の5つの基本方針を設定し、魅力ある教育環境づくりを進めていきます。

生き抜く力の育成

「主体的・対話的で深い学び」をさらに推進し、未知の状況にも対応できる力や自らの可能性を広げる力を育み、新たな社会の創り手を育成します。

誰一人取り残さない教育の推進

少人数学級などのきめ細かな教育の推進や、不登校対策、特別支援教育*、外国人児童生徒等の支援など、一人ひとりに寄り添い、子どもたちの学びを支えます。

地域とともにある学校の実現

子どもたちが地域で多様な「遊び・学び・体験」を経験し、子どもたちとの関わりを通じて保護者や地域の大人たちも、生きがいや学びの機会を得ることにつながるよう、地域とともにある学校の実現を目指します。

安全・安心な環境づくり

学校の老朽化対策など安全な教育環境整備だけではなく、児童生徒の心の安心や教職員が子どもと向き合うための時間の確保も重要です。全ての子どもや教職員が「学校に行くのが楽しい」と思える学校の実現を目指します。

教育 DX*の推進

学習状況などのデジタルデータや ICT*機器などを活用し、個別最適な学び*と協働的な学び*を推進します。また、教職員の校務を効率化し、多忙化解消につなげます。

(4) 計画の取組の方向性

基本方針を具体的に推進するため、国や社会の動向、本市の現状と課題から見える今後5年間で重点的に取り組む方向性を示します。

- 1 自他を尊重する心を育む教育の推進**
- 2 学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進**
- 3 誰もが自分らしく学べる教育環境の確保**
- 4 安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境づくり**
- 5 子どもに向き合い、寄り添える学校環境づくり**
- 6 生涯にわたり学び続ける機会の充実**
- 7 郷土を愛し地域とともに学ぶ共働の促進**
- 8 新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出**

第3章 取組の方向性

取組の方向性 1 自他を尊重する心を育む教育の推進

自らと他者の命、人権の尊厳を理解し、多様な個性や立場の違いを認め合い、学び合い、支え合う社会の実現のため、道徳教育・人権教育を推進します。学校だけでなく、専門家や地域とともに子どもたちを守ります。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	①小学生 87.2% ②中学生 84.1%	
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合	①小学生 73.6% ②中学生 74.7%	

【出典：2024 年全国学力・学習状況調査】

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（2023 年度、こども家庭庁）」によると、我が国の子どもは欧米の国と比べて「自分自身に満足している」「自分には長所があると感じている」「今の自分が好きだ」などの項目において自己肯定感が低いことが課題となっています。
- 学習指導要領の前文で「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し」とあるように、学校における人権教育は「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を目標に取り組まれています。近年の動きとしては、人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（補足資料を 2024 年 3 月改訂）、生徒指導提要（2022 年 12 月改訂）などで、児童の権利に関する条約、こどもの権利、校則の運用・見直しなどの視点が加わっています。
- 2023 年度の全国の学校におけるいじめの認知件数、重大事態の発生件数は過去最多となっています。いじめの積極的な認知が進んでいることありますが、憂慮すべき状況です。国は、「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、「いじめ防止対策の更なる強化について」を決定しています。
- 我が国の児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、こども家庭庁は「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、2023 年 6 月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめています。

② 市の現状

- 学校における自己肯定感の向上につながる教育として、自分の成長を振り返る学習、自分の個性を見つける学習、友達やクラス等で協力する学習、自分の考えが尊重される学習など、各教科・特別活動など様々な機会を通じて取り組んでいます。
- 子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことにより、未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に、2007 年 10 月に「豊田市子ども条例」を制定しました。
- 人権教育については、道徳教育、社会科、特別活動をはじめとした教育活動全体を通じて、人権についての理解・人権感覚の習得を図っています。
- 2020 年 9 月に、子どもの命を守るハートサポートプログラム*を策定し、教育相談技術の向上、子どもの悩みの把握、教育相談体制の見直しなどに取り組んでいます。また、心の相談員を全校配置（一部「はあとラウンジ」スタッフに移行）し、児童生徒の悩みを聞き、話し相手となっています。
- いじめについては、「豊田市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ防止対策委員会」「いじめ問題対策委員会」「不登校対策推進委員会」を設置しています。
- 全小・中学校に「子どもを語る会」を設け、悩みやいじめの訴え等の児童生徒が発する変化の兆候を全教職員で共有し対応しています。

③ 市の課題

- 児童生徒が自己肯定感を持ち、高めることができるように、自分のよいところや好きなことを見つける機会、それを伸ばしていく機会、他者との関係の中で自己有用感を確認できる機会、自分の考え方が尊重される機会など、家庭・学校・地域等、様々な場で、総合的に取り組んでいくことが課題です。
- ハートサポートプログラムの「相談窓口カードの配布と活用方法の周知」や「自己肯定感を高め、命を大切にできる道徳授業の充実」「命を大切にできる授業案の冊子の活用」など各取組や啓発資料について学校に周知徹底し、活用の充実を図る必要があります。
- いじめについては、重大な事態につながらないよう、早期かつ的確に対応するとともに、ネット上のいじめなど新たな形のいじめに対応していく必要があります。また、児童生徒がいじめをしない意識をもつなど未然防止に取り組む必要があります。
- 児童生徒が困りごとや不安があるときに相談ができるように、相談先や利用例など具体的に情報提供をしていく必要があります。
- 学校・保護者からスクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加しています。相談体制を整えてきたことで、ニーズに対応できてきているという側面もある一方で、相談内容が多様化・複雑化してきているため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の相談員など支援する大人を増員して学校支援体制を見直し、学校との連携を強める必要があります。

(3) 取組と内容

	取組	内容
1-1	ハートサポートプログラムの充実	子どもの権利に関する理解と啓発など、子どもの命を守るための取組「ハートサポートプログラム」を充実します。
1-2	いじめ防止対策のための総合的な取組	子どもたちが安心して過ごせるよう、地域社会全体でいじめの防止に取り組めます。
1-3	道徳教育・人権教育の充実	学校教育活動全体で道徳教育や人権教育を推進します。
関連 取組	市民との共働によるこどもの権利啓発	子どもの権利に関心の高い市民団体や企業・事業所等と共働し、子どもの権利の理解を広める取組を実施します。市民と共働することで、子どもの権利を理解する市民のすそ野を広げます。

取組の方向性 2 学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進

学習方法の工夫・改善や ICT 機器の活用、教育データの分析・利活用等を通して、個別最適な学び・協働的な学びを推進し、一人ひとりに合った資質・能力を育成する教育を推進します。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
授業が楽しいと思う児童生徒の割合 【出典：教科等に対する意識調査】	①小学生 76.1% ②中学生 72.6%	
一人ひとりにわかりやすい授業をしていると思う保護者の割合 【出典：保護者アンケート】	①小学生 91.2% ②中学生 91.7%	
授業では、話し合う活動などを通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合 【教科等に対する意識調査】	①小学生 80.5% ②中学生 80.7%	

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 現行の学習指導要領においては、児童生徒の資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」を実現させることが重要であると整理しています。2021 年 1 月には、「令和の日本型学校教育」の構築を目指すべく、主体的・対話的で深い学びをさらに推進するため、ICT の更なる活用も前提に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる方針が、文部科学省（中央教育審議会）より答申が取りまとめられています。
- 教育現場における ICT 活用の動向としては、GIGA スクール構想*の推進や感染症対応の観点から、1 人 1 台端末の環境整備が進むとともに、教員においても授業等における活用方法の理解が進んできている状況にあります。ツール利用の環境が整った段階にあり、今後は、デジタル端末等を通じて蓄積・連携される「データ」を活用し、新たな教育手法や、予防的な観点も含めた支援手法が検討されていく見込みです。ICT 活用を通じ、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの子どもに合った資質・能力を確実に育成できる教育環境の実現を目指しています。

- 家庭・地域社会において、子どもの社会性を育てる機能の低下や少子化の進展が見込まれること等を背景として、2015 年 1 月に文部科学省は、市町村教育委員会が学校統合や小規模校の存置等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素・留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。

② 市の現状

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、指導方法の工夫・改善を推進しています。学力状況調査において、中学校の教員は、全国・愛知県と比較して主体的・対話的な学びに関連する項目で、肯定的な回答がやや少ない傾向にあるため、授業や指導の在り方について改善の余地があることがうかがえます。
- オンライン端末の整備、学習支援ソフトや学習用アプリの整備を進めた上で、教員の ICT 活用指導力向上のための研修を実施し、授業改善を推進しています。例えば、一人ひとりの能力や適性に応じた学習や協働的に考えをまとめたり、表現したりする学習を推進しています。
- 令和 6 年 9 月に「豊田市立小・中・特別支援学校生成 AI 活用ガイドライン」を策定し、運用体制を整えました。各学校で、文章の要約や行事の検討などの校務において、生成 AI を活用し始めています。
- 全 75 小学校のうち複式学級のある小学校は 2024 年度が 14 校あり、2030 年度には 25 校となる見込みで、小規模化の加速が懸念されています。

③ 市の課題

- 子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付けるために、子どもを主体とした授業改善の取組を活性化していくことが課題となっています。「主体的・対話的で深い学び」に向けて、授業改善が取り組まれ、児童・生徒にも定着しつつあるため、今後は、主体性、協働性、探究性、社会性などの更なる高まりを目指し、個別最適な学び・協働的な学び及び切磋琢磨する環境づくりなどを充実していくことが求められています。
- 授業改善の活動が展開されるためには、教育の自主的な学びの場づくり、大学連携など教員の学びや育成に関する取組が複合的に展開される必要があり、教員の自己研鑽活動や教材研究等の時間を確保するためにも、体制の充実やサポート教員の確保などが求められています。
- 現在は、児童生徒が授業で生成 AI を活用できる環境は整っていません。生成 AI を活用することで、問題解決のための新たな視点やヒントを得たり、英会話学習のサポートを受けたりするなど、児童生徒の学びの幅が広がる効果も期待されるため、今後、生成 AI の利点や留意点を正しく理解するための学習機会を確保するとともに、利用環境が整い次第、有効な活用方法を検討していく必要があります。

(3) 取組と内容

	取組	内容
2-1	「主体的・対話的で深い学び」の推進	学習指導要領で育成を目指す資質・能力の三つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導方法の工夫・改善を行うとともに、探究的な学びの実現に向け、PBL（課題解決学習）の推進に取り組みます。
2-2	ICT 機器や教育データの利活用の推進	教育データの分析や利活用、また生成 AI を効果的に活用することで、ICT 機器を活用した個別最適な学びや協働的な学びのある新しいスタイルの授業づくりを進めます。
2-3	新しい教育システム等の検討	小中一貫教育等、これからの時代の学びを実現するための新しい仕組みの導入を検討します。
2-4	きめ細かな教育の推進	個に応じたきめ細かな教育を推進するため、少人数学級とともに、少人数指導の方法の工夫改善や非常勤講師等の効果的な配置を進めます。

取組の方向性3 誰もが自分らしく学べる教育環境の確保

生活や学習上の困難さをもつ児童生徒の増加、多様化する教育ニーズ、外国人児童生徒等の多国籍化・散在化等に対応するため、環境整備を進めるとともに、教室以外の子どもたちの居場所の選択肢の拡充や、教職員の専門性を高めることで、誰にとっても学びやすい教育環境を整えます。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
先生が自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合	①小学生 91.2% ②中学生 91.7%	
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合	①小学生 73.4% ②中学生 69.2%	
友達関係に満足している児童生徒の割合	①小学生 91.6% ②中学生 91.5%	

【出典：2024 年全国学力・学習状況調査】

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 国の教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針の一つに、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を掲げています。その中で全国状況として、不登校児童生徒数の増加、特別支援教育を受ける障がいのある子どもの増加、地域社会の国際化の進展、児童虐待・ヤングケアラー*・貧困など子どもの抱える困難の多様化・複雑化、性的マイノリティに関する取組の充実等が取り上げられています。
- 文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を2023年3月に取りまとめ、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくりに取り組んでいます。
- 障害者権利委員会の勧告(2022年9月)では、「障害のあるすべての子どもたちが、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮*を保障すること」とされています。また、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」が2023年3月にとりまとめられ、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が提言されています。

- 「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月施行)に基づき、外国人の子どもたちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、就学機会の提供を全国的に推進しています。

② 市の現状

- 不登校、いじめ、非行、発達に関する対応としては、豊田市青少年相談センター（パルクとよた）に、スーパーバイザー*（公認心理師・臨床心理士の資格を有し、指導的な立場の者）、青少年相談員*（公認心理師・臨床心理士の資格を有し、青少年の心理に対して専門的な知識を有する者）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士の資格を有し、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術をもつ者）、特別支援教育アドバイザー*（特別支援学校管理職経験者）、居場所みつけアドバイザー*（豊田市立小・中学校管理職経験者）等の専門的な資格をもつ職員を配置し、相談活動や学校支援を行っています。
- 2023年度に居場所みつけプラン*を策定し、学校や教室に行けない・行かない児童生徒の社会的自立に向けた包括的な不登校支援に取り組んでいます。市内5か所に「パルクはあとラウンジ」*を開設し、登校をためらう小・中学生の居場所をつくっています。また、2023年度から2024年度にかけて、全校に「校内はあとラウンジ」の設置、学習用タブレットを使用した不登校児童生徒が自宅から学校につながる環境整備、フリースクール等の情報発信などを行っています。
- 不登校児童生徒については、小学生が410人（2023年度）、中学生が843人（2023年度）で、2020年度以降大幅に増加しています。
- 2024年度に若者サポートステーションが「こども・若者総合相談センター」としてリニューアルオープンし、対象年齢を引き下げ、ひきこもりなどの困難を抱える小学生から39歳までのこども・若者とその家族を対象に、常設の相談窓口、外出のきっかけとなる居場所や職業体験の場、家族連絡会等を提供し、社会参加や自立に向けた支援を行っています。
- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を目指し、ブロックサポート体制*（近隣地域の小・中学校間において特別支援教育に関する相談・支援体制を推進するネットワーク）を活用して、関係機関との連携による教職員への研修や保護者への支援を実施しています。また、特別支援教育アドバイザーが学校を訪問して、教員への指導や助言をしています。
- 2024年5月調査では、日本語指導が必要な児童生徒は1,011人、小・中学校合わせて59校となっており、多国籍化・散在化が進んでいます。
- 日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒には、市内4つの小学校内に「ことばの教室*」を設けて、日本語初期指導及び学校生活適応指導を行っています。各小・中学校では、日本語教育適応学級担当教員や市配置の学校日本語指導員が、日本語の習得状況により、個に応じた指導や支援を行っています。

- 「外国人児童生徒等サポートセンター」において、翻訳や通訳、学習相談に応じるなど、各小・中学校への支援の充実を図っています。
- 日本語指導が必要な幼児には、小学校生活に適應できるよう、就学前に日本語初期指導や学校生活適應指導を行うプレスクール事業を市内2か所で実施しています。

③ 市の課題

- 生活や学習上の困難さに対応した環境や教育的配慮、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援、障がいの有無に関わらずともに学びやすい環境づくりが課題となっています。このため、市内教員の特別支援教育の専門性を高める取組を行う必要があります。また、通常の学級においても支援を必要としている児童生徒数が増えており、誰にとっても学びやすい学級とするための、授業・学級運営・教室環境など教育のユニバーサルデザイン*化に取り組む必要があります。
- 不登校やひきこもり等、困難を抱える人が増加しており、一人ひとりの社会的自立に向けて、他者や社会との関わりをもつことができるように支援することが課題です。そのために、「校内はあとラウンジ」の運営体制やこども・若者総合相談センターの充実を図るとともに、ICTの活用や民間も含めた多様な居場所との連携に取り組み、困難を抱える人が求める居場所の選択肢を広げる必要があります。
- 外国人児童生徒等の増加と多国籍化・散在化への対応が課題となっています。このため、各学校における日本語指導が必要な児童生徒数に応じて、支援体制をつくっていく必要があります。また、中学校卒業後を見据えたライフコースの視点から、自立に向けて基盤となる力や考え方を育てていくことが必要です。

(3) 取組と内容

	取組	内容
3-1	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりの推進	全ての子どもたちが、ともに学び合うことができるユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりや学習基盤づくりを進めます。
3-2	居場所づくりの推進	不登校やひきこもり等、困難を抱える人の社会的自立に向けて、学びの機会の充実と社会性や自立性を育成する活動内容や居場所の充実を図ります。
3-3	特別支援教育の推進	障がいや発達に特性のある子どもが、将来にわたって地域の人との関わりの中で、安心して生活することができる「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システム*の構築を推進します。

3-4	外国人児童生徒等教育の更なる充実	プレスクール事業や「ことばの教室」での日本語初期指導の充実を図ります。また、外国人児童生徒等の増加と多国籍化・散在化へ対応するため、各小・中学校へのサポート体制を充実します。
3-5	就学・進学に対する経済的な支援の充実	経済的な理由で、就学・進学に支障をきたす可能性がある子どもや家庭等に対し支援を行います。
関連 取組	外国人のライフステージに応じた日本語学習支援	地域日本語教育の基本方針に基づき、乳幼児期からの切れ目のない日本語学習支援施策を展開し、将来の自己実現及びキャリア形成につなげます。

取組の方向性 4 安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境づくり

新しい時代の学びを実現するために、柔軟で創造的な学習空間や地域との連携・共働する共創空間等、子どもたちが学びたくなる教育環境を整えます。また、誰もが安全・安心で快適な学校生活を送ることができる環境づくりを進めます。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
学校における重大事故件数 【出典：「学校事故対応に関する指針」に基づく基本調査】	0 件	

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 学校施設について、文部科学省は、老朽化した学校施設の長寿命化対策、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備、耐震対策、トイレ環境の改善、空調設置、バリアフリー*化、防災機能の強化、エコスクールの整備などの取組を支援・推進するとともに、廃校施設等の有効活用を推進しています。また、2022 年 6 月に、学校施設の計画・設計におけるガイドラインである「学校施設整備指針」について、1 人 1 台端末、特別支援教育に関する改訂を行っています。
- また、文部科学省では、1 人 1 台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策として、柔軟で創造的な学習空間、地域や社会と連携・協働する共創空間、安全・安心な教育環境等の推進が検討されています。

② 市の現状

- 学校施設については、建設から 40 年以上経過している建物が約 6 割となっています。
- 給食施設については、アレルギー対応給食を提供できる施設は 2 施設で、約 6 割の児童生徒に提供しています。また、建設から 40 年以上経過した施設における設備の老朽化が進行しています。

③ 市の課題

- 豊田市公共施設等総合管理計画の改定や豊田市公共建築物個別施設計画の見直しなどを踏まえ学校施設等を改修・整備していく必要があります。
- 学習系・校務系システムの更なる DX の推進、地域協働活動や部活動の地域展開に伴う施設・設備や安全性の確保、学校施設・設備の管理業務の省力化など、新しい時代の学校を支える施設・設備の充実が必要です。

○アレルギー対応給食を早期に全市拡大する必要があります。また老朽化が進む給食施設における環境整備が必要です。

(3) 取組と内容

	取組	内容
4-1	次世代の学びを支える環境整備	学校施設の機能維持のため、適切な保全改修を進めるとともに、将来的な長寿命化の在り方を検討します。また、新しい時代の学びを実現する環境の整備に取り組みます。
4-2	学校施設等における脱炭素化の推進	脱炭素社会の実現に向け、これまで未設置だった学校施設等への太陽光発電設備の新設や照明のLED化等を進めます。
4-3	給食センターの整備の推進	アレルギー対応給食の提供を含め、子どもたちに給食を長期安定的に提供できるよう、老朽化した給食センターの再整備を推進します。

取組の方向性 5 子どもに向き合い、寄り添える学校環境づくり

教職員が子どもに向き合い、子どもが安心して学校生活を送ることができる学校環境づくりを進めます。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
1 か月の時間外在校等時間が 45 時間を超える教員の割合	①小学校 65.1% ②中学校 76.6%	
自身の授業に対する児童生徒の理解度 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査 2024】	44.1%	
自身の職務について忙しいと感じている教員の割合 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査 2024】	83.0%	

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 教育振興基本計画では、「子どもたちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要」として、職場の心理的安全性や良い労働環境の確保が示されています。
- 2024 年 8 月の中央教育審議会の答申では、学校における働き方改革の更なる加速化が提言され、文部科学省では「教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージ」をまとめ、働き方改革の実効性の向上、DX 等による業務の適正化の一層の推進、健康・福祉の確保及び柔軟な働き方について推進しています。

② 市の現状

- 学校の働き方改革については、「教職員が元気に学び合いながら、いつも子どもとともにいる環境の実現」を目指し、教育委員会・学校・関連団体がそれぞれ主体となり、在校等時間管理の適正化、業務改善に向けた学校マネジメントの推進、部活動指導に関わる負担の軽減、各業務の削減・効率化に取り組んでいます。時間外在校等時間が月 45 時間（6 か月平均）を超過している教職員の割合は 2023 年度で小学校が 25%、中学校が 47%です。
- 2023 年度では、教職員の育児休業・介護休暇取得者は 222 人となっています。一方、傷病や体調不良による休職が 24 人となっています。

③ 市の課題

- 教職員の時間外在校等時間の更なる縮減に向けて、学校運営・業務内容の見直し、部活動の地域展開、タイムマネジメント、校務のDX化などを一層推進する必要があります。
- 教職員が本来担うべき業務以外の業務にも従事しており、負担の増加につながっています。そのため、外部人材の活用に向けた検討が必要です。
- 育児・介護や傷病による一時的な休業者への対応をはじめ、教員や関係職員の人材確保が十分にできないケースがみられます。人材の確保に向けて、より魅力のある職場づくりとその情報発信、メンタルヘルスの維持向上などを図る必要があります。

(3) 取組と内容

	取組	内容
5-1	教職員の働き方改革	業務の見直しや外部人材の活用、学年・チーム担任制などの導入も検討しつつ、校務DXにより働き方改革をさらに進めます。教職員の意識改革、自己のマネジメント力を強化し、多忙感も軽減します。
5-2	自律的に学び続ける教職員の育成・支援	「豊田市教員人材育成プラン」を踏まえ、キャリアステージやニーズに応じた多様な研修とOJT*を充実します。

取組の方向性 6 生涯にわたり学び続ける機会の充実

本市の充実した教育施設や地域活動拠点施設、多様な人材を最大限活用して、いくつになっても学び続ける機会や場を充実させます。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
自主的に学んでいることがある市民の割合 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査 2024】	74.4%	
読書が好きな児童生徒の割合 【出典：教科等に対する意識調査 2024】	①小学生 74.1% ②中学生 66.5%	

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 第 11 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理においては、人生 100 年時代、Society5.0* の到来、DX の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、予測困難な時代において、一人ひとりが変化を前向きに受け止め、未来の社会を自立的に生きていくことが課題とされています。今後の生涯学習・社会教育の振興策として、公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成・活躍機会の拡充、地域と学校の連携・協働の推進、リカレント教育の推進、多様な障がいに対応した生涯学習の推進が示されています。
- 第 5 次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、急激に変化する時代に求められる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進が不可欠であるとされています。不読率の低減に向け、多様な子どもたちに配慮した読書環境を整備することや、デジタル社会に対応した読書環境を整備することが求められています。
- 国の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」においては、人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化・デジタル化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に、学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要であり、「デジタル社会への対応」「多様な人々のための読書環境の整備」「これからの子供の学びを支える読書環境の充実」について、検討が進められています。

② 市の現状

- 2022・2023 年度生涯学習審議会の議論を踏まえて、生涯学習における中長期的な方向性を示すものとして「人生 100 年時代における学びのあり方と方策」をとりまとめました。平均寿命の延伸やつながりが希薄化する現代において、学びや世代間交流の役割が増えています。
- 2024 年度生涯学習審議会の議論を踏まえて、「交流館*のあり方と方策」をとりまとめました。交流館は一般行政施設ですが、「社会教育が礎であること」及び「文部科学省が社会教育を再定義したこと」も鑑み、社会教育の理念や手法を生かし、“つながりを育む運営”を行っています。
- 交流館（全 28 か所）を生涯学習・交流・市民活動の拠点として生涯学習施策を推進しています。
- 学校教育に影響のない範囲で、小・中学校の校庭、体育館等を地域住民に開放し、スポーツ・文化活動等の振興を図っています。
- 総合野外センターでは、青少年育成のため、キャンプ場やアスレチック施設を使用したイベントの主催、こども園や小・中学校の利用受入れを行っています。
- 「情報提供・情報発信」等の図書館が果たすべき役割を念頭に置きながらも、新たに求められるようになった「居場所」としての役割も考慮し、市民にとってより良い図書館として進化し続けられるよう、2024 年度に「豊田市中心図書館運営基本方針」を改訂しました。
- 「豊田市子ども読書活動アクションプラン」に基づき、ブックスタート、調べる・伝える学習コンクール*など、発達段階に応じた読書支援を継続的に行い、「多様な情報媒体」を活用しながら主体的に読書に親しむ子どもを育む支援をしています。また、より多くの市民が読書を楽しめるよう「読書バリアフリー」の環境整備を進めています。

③ 市の課題

- 「人生 100 年時代における学びのあり方と方策」のとりまとめで示す方向性を参考にしつつ、市民の身近な拠点である交流館を起点に学び合いやつながり合いを育んでいく必要があります。また、本市は、ものづくりを始め、歴史・文化・芸術、スポーツなどに関する充実した体験施設や多様な人材が存在しており、これらを生かした機会づくりが必要です。
- 情報化社会を生き抜くために必要な、思考力・想像力・判断力等を養う上で、読書活動の推進は不可欠とされています。しかし、多様な娯楽やスマートフォンの普及、生活環境の変化などにより、子どもたちの読書の機会が少なくなっている現状があります。そのため、こども園や学校教育の中で読書活動の充実を図れるよう、地域、学校、図書館の連携による更なる読書環境の整備と支援が必要です。
- 市民一人ひとりの毎日と未来を豊かな蔵書で支えることで、図書館がいつでも、誰でも、読書に親しみ、生涯にわたって学び続けることができる場であるとともに、心安らぐ身近な空間となることを目指して、事業に取り組む必要があります。

(3) 取組と内容

	取組	内容
6-1	誰もが学び続けられる仕組みづくりと場づくり	教育施設や交流館などを拠点に学び合いやつながり合いを育み、教育資源を生かした学びの機会づくりを進めるとともに、本市の多様な学びの機会を見える化します。また、各拠点において、学びやつながりをコーディネートし、誰もが学び続けられるよう支援します。
6-2	学校の「学びの拠点」への転換に向けた検討	学校を、児童生徒だけでなく地域の多様な主体が学び・出会い・交わる、地域の「学びの拠点」へと転換することを検討します。
6-3	時代に対応した子ども読書活動の推進	子どもが読書に親しみ、多様な情報媒体を主体的に活用していくことができるよう、学校・図書館が連携して子どもの意見を反映した読書活動を推進します。
6-4	全ての人にやさしく、誰もがワクワクできる「知の拠点」の実現	市民の知的好奇心を満たし、心安らぐ居場所となる図書館を目指し、誰もが読書に親しめる中央図書館となるよう環境整備と人材育成に取り組みます。

取組の方向性 7 郷土を愛し地域とともに学ぶ共働の促進

本市の豊かな地域資源を生かした「遊び・学び・体験」の機会を充実させ、家庭・学校・地域による共働をさらに促進することで、地域全体で子どもの学びを支えます。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
住んでいる地域を「大好き」「好き」と思う児童生徒の割合 【出典：教科等に対する意識調査】	①小学生 92.4% ②中学生 84.4%	
ものづくりに興味のある児童生徒の割合 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査 2024】	①小学生 62.8% ②中学生 65.9%	
地域の行事や活動に参加している児童生徒の割合 【出典：豊田市の教育に関するアンケート調査 2024】	①小学生 76.0% ②中学生 65.2%	

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 教育基本法の教育の目標の一つに「郷土を愛する」ことが掲げられ、学習指導要領では社会科や道徳科の内容に、郷土に関する学習が位置付けられています。
- 地域における教育力の低下、保護者の孤立化などの課題や、学校を取り巻く課題の複雑化・困難化に対して、社会全体で対応するため、文部科学省は「学校と地域でつくる学びの未来」をキャッチフレーズに、地域と学校の連携・協働を促しています。
- 学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく」ことをこれからの教育課程の理念としています。
- 地域と学校の連携・協働体制の構築に向けて、学校運営協議会*の設置の努力義務化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律、2017 年 4 月）、地域学校協働活動の法制化（社会教育法、2017 年 3 月）が行われています。国の教育振興基本計画では、コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動の一体的な取組について、全体としては進んでいる一方で、自治体間・学校種間で差が生じていると分析しています。
- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（2022 年 12 月、スポーツ庁・文化庁）が策定され、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示されています。

② 市の現状

- 子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むため、2020 年度より、市内の豊かな教育資源を各学校が計画的に授業に組み込むことができるよう、「WE LOVE とよた教育プログラム」として、多様なプログラムを作成してきました。2024 年度末時点で 84 のプログラムを作成し、全校にプログラムを提供しています。
- 小学生を対象に、学校の教育内容に関連したものづくり体験「ものづくり教育プログラム」を、ものづくりサポーター（市民ボランティア）の協力により実施しています。2024 年度は、73 校で実施し、ものづくりサポーター118 人が登録しています。
- 2023 年度に、豊田特別支援学校を含む全 104 校に学校運営協議会の設置が完了し、全校がコミュニティ・スクールとして指定されました。市独自の取組として、中学校区単位でコミュニティ・スクール連絡会議を行い、9 年間を見通した目指す子ども像や学校と地域の連携方法などについて共有しています。
- これまで学校が主体となってきた部活動を、地域が主体となった活動に移行していくために、2024 年度にとよた地域クラブ活動展開プランを策定しました。

③ 市の課題

- WE LOVE とよた教育プログラムについて、現在の活用状況や効果を確認・分析し、より授業で活用しやすいプログラムの作成や、仕組みの再整理を図っていくことが必要です。
- 市内の多様な施設等を訪問するための移動手段や時間を確保し、様々なプログラムを子どもたちの学びに活用しやすいように整備する必要があります。
- ものづくり教育プログラムが多くの学校で実施されており、その円滑な実施を維持するため、様々な企業・団体と連携して、新規のものづくりサポーターの確保を図る必要があります。また、社会の変化に伴う新たなプログラムの開発、ものづくりサポーターの多様な意向を踏まえた活動の場の提供、負担軽減策を検討する必要があります。
- 学校運営協議会制度は、各学校の状況を踏まえながら、組織づくり、活動目的の設定、それぞれの役割の整理、関係者との情報共有など、活動の基盤づくりを図る必要があります。
- 児童生徒の地域活動については、新型コロナウイルス感染症の影響を契機に、地域、学校のいずれも従来から実施している活動を見直す動きがみられます。地域学校協働活動、部活動の地域展開に伴い、保護者、地域住民、卒業生等との新たな共働の形をつくっていく必要があります。

(3) 取組と内容

	取組	内容
7-1	コミュニティ・スクール／地域学校共働本部*の体制の充実	地域と学校が連携・共働し、地域全体で子どもの成長を支えていく組織の活動を推進し、小・中学校、交流館など地域の関係機関との連携及び地域ぐるみの教育を推進します。
7-2	WE LOVE とよた教育プログラム ^① の充実	子どもが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むため、関係課等と連携した教育プログラムを構築し、学校による豊田市の教育資源の活用を推進します。
7-3	ものづくり教育の推進	学校カリキュラム*の中で関連付けたものづくり体験を、ものづくりサポーターの支援により実施します。
7-4	豊田市の特色を生かした魅力ある学校給食の推進	子どもたちが給食を通じて社会とのつながりに関心を持てるよう、地産地食やSDGsなどの食育を推進し、豊田市の特色を生かした給食を提供します。
関連取組	博学連携学習の推進	現地現物の観察や対話を通じて「考える力」と「表現する力」を育み、子どもたちが郷土の歴史・文化・自然に興味・関心をもつきっかけとなるよう、学習指導要領や学習進度に沿ったプログラムを充実し、博学連携学習を推進します。
関連取組	部活動の地域展開の推進	2026年度の夏以降、学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を社会教育の一環として地域主体で実施する「とよた地域クラブ活動」へ移行します。

取組の方向性 8 新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出

子どもたちにとって身近な課題について考える機会や、意欲・関心に応じて社会参画のきっかけとなる機会を提供します。また、「好き」や「得意」をさらに伸ばす講座等を充実します。

(1) 目指す方向

指標	現状値	目指す方向
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	①小学生 83.3% ②中学生 78.6%	
学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている児童生徒の割合	①小学生 83.6% ②中学生 86.1%	

【出典：2024 年全国学力・学習状況調査】

(2) 現状と課題

① 国・社会の動向

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決等を通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。Society5.0 で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成が第 4 期教育振興基本計画において示されています。
- 産業や経済の変容度合いが以前に比べて大きくなってきたほか、雇用形態の多様化・流動化、キャリアの複線化など、従来には意識されていなかった事項も含めて、職業観を育むことが求められています。
- 学習指導要領でも意識がなされている「主体性」や「協働性」は、キャリアを築いていく上でのチャレンジ精神や他者との協働を通じた新しい価値の創造に通じるものであり、キャリア教育*と関連して起業家教育*・アントレプレナーシップ教育*に取り組んでいくことの意義にも注目が集まっています。

② 市の現状

- 学校が伝統や地域性、児童生徒の実態や願いを生かした特色ある教育活動を行っていくため、校長の裁量の下で予算措置を講じることができる、「特色ある学校づくり推進事業」を展開しています。「地域との関わり」や「体験」をはじめとするキーワードを含みつつキャリア教育や郷土学習に関する活動が一定数見られるほか、「縦割り」や「異学年交流」といった手法面でも工夫をしている学校もあります。

○中学生におけるキャリア教育の取組の一例としては、職場体験学習が広く実施されています。また、市内の中学生と地域の大人が語り合うキャリア教育プログラム「tsumugu（つむぐ）」を実施し、様々な職種で働く大人と生徒が一对一で互いの人生や悩み、目標などを語り合うことで、職業観の育成等を図ることに取り組んでいます。このほか、高校生を対象にアントレプレナーシップ教育事業を展開し、失敗を恐れずに試行錯誤を繰り返しながら新たな価値を創造する力を持った人づくりを行っています。

③ 市の課題

- 子どもたちが自分の個性（興味・関心・好き・得意）に気付いたり、自分らしい生き方を探索したりするためには、より多様な体験の機会や、安心して挑戦や失敗ができる場づくりがあると望ましい状況です。
- より多様性に富み、現代社会の実態に触れられる教育を展開するにあたっては、学校に閉じず、地域の教育リソース（地域企業等が有するヒト・モノ・情報等）を活用した教育活動を展開していくことが一層求められています。
- 子どもたちの多様性に、教職員や周囲の大人が気付くためにも、子どもと大人が向きあう時間を一層確保していくべく、新しいタイプの学びや交流モデルが求められています。

（３）取組と内容

	取組	内容
8-1	特色ある学校づくりの推進	地域の特性や地域教材及び人材等を活用した特色のある学校づくりを推進します。
8-2	企業・大学等連携による科学技術講座やキャリア教育講座等の充実	高度な科学技術・ものづくりを学ぶ機会や、ライフキャリア形成やアントレプレナーシップを育むための機会の充実を図ります。
8-3	若者の社会参加の促進	若者が意欲や関心に応じて、きっかけづくりから活動、まちづくりへの主体的な参画へとステップを踏んで進められるように、若者が地域や社会とつながる多様な機会の提供や、学びや交流を通じた活動支援、まちづくりへの主体的な活動を促します。
8-4	グローバル人材の育成	国際理解教育を推進し、グローバル人材の育成を目指します。
関連取組	国際交流の機会創出と人材育成	姉妹都市との交流を通じて、学生の相互派遣や周年記念事業等により国際交流の機会創出と国際人材の育成を図ります。また、姉妹都市に限らない関係のある海外都市との国際交流や、外国人住民との地域内交流の機会を生かし、国際感覚の醸成及び地域社会で活躍する国際人材の育成を進めます。

第4章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

教育委員会は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・共働しながら、一体となって施策を推進していく体制整備に努めます。また、教育は市民生活に幅広く関係するため、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局の各部署とも連携を図りながら、担当部署が責任を持って施策を推進します。

Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（評価）－ Action（見直し）のサイクル（PDCA*サイクル）を繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進の更なる充実に取り組みます。

①事務局における進捗状況の把握

この計画を実効性のあるものにするため、「第3章 取組の方向性」では、方向性ごとに指標を設定し、事務局において計画の進捗状況を取りまとめます。

また、2031～2035年度の次期計画の策定に役立てるために、各取組の効果を評価します。

②教育委員会議

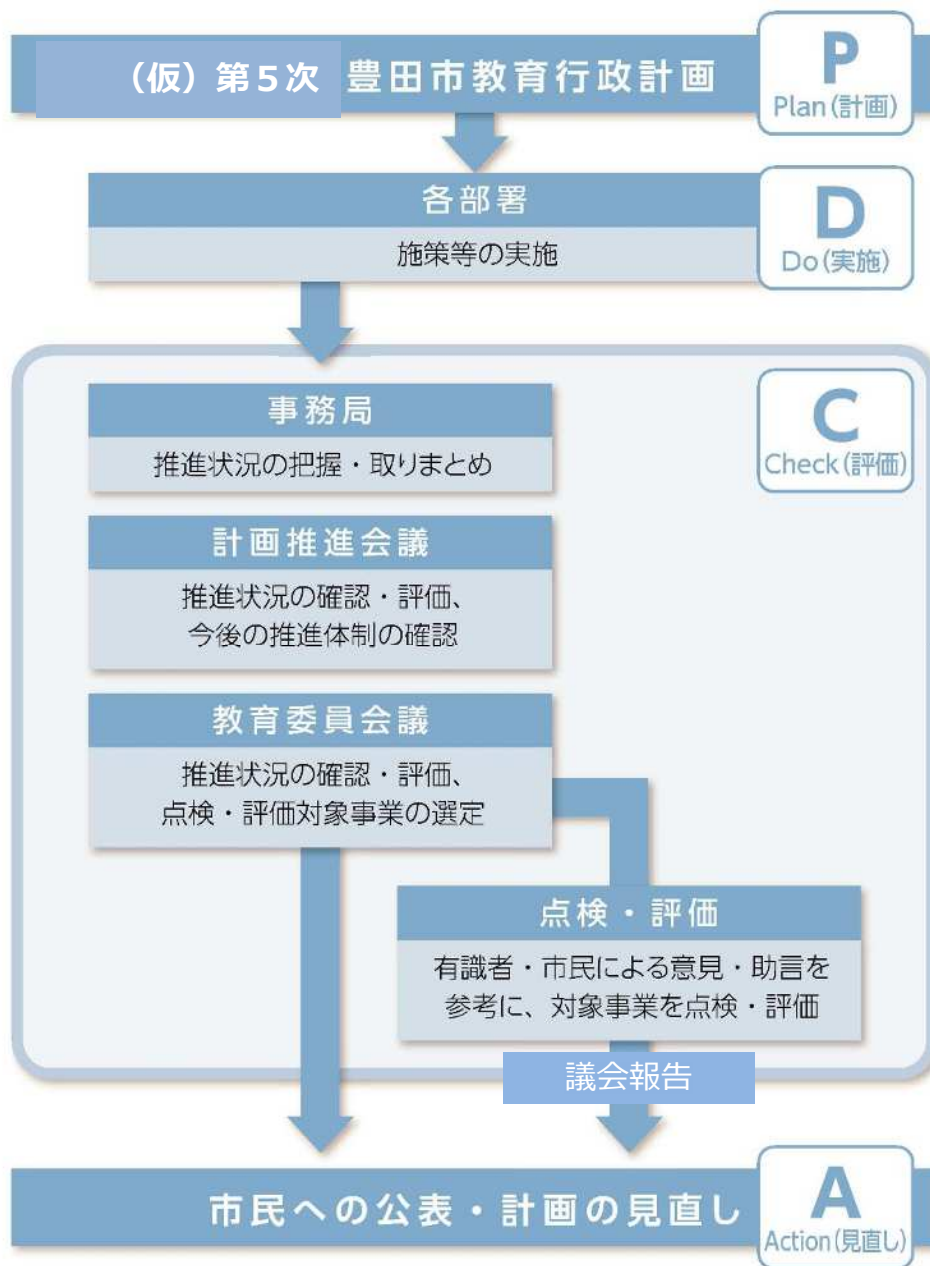
教育委員会議において、本計画の進捗状況について教育委員に報告し、その推進に向けて協議します。この中で、重点的に取り組む事業や協議すべき事業等を、点検・評価の対象事業に選定します。

③点検・評価

教育委員会議において選定した事業について、教育委員会が外部の有識者の意見や助言を参考にしながら、各担当課へのヒアリングや現地視察を通して、点検・評価を行います。

④市民への公表

計画の進捗状況や各指標の達成状況、点検・評価の結果等については、市民に対して定期的に情報公開します。公表は、豊田市ホームページへの掲載等を通じて、市民に分かりやすく、効率的で適切な方法で行います。



資料編

（１）関係法令等

①策定に関する関係法令等

【教育基本法（抄）】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２ 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）】

（大綱の策定等）

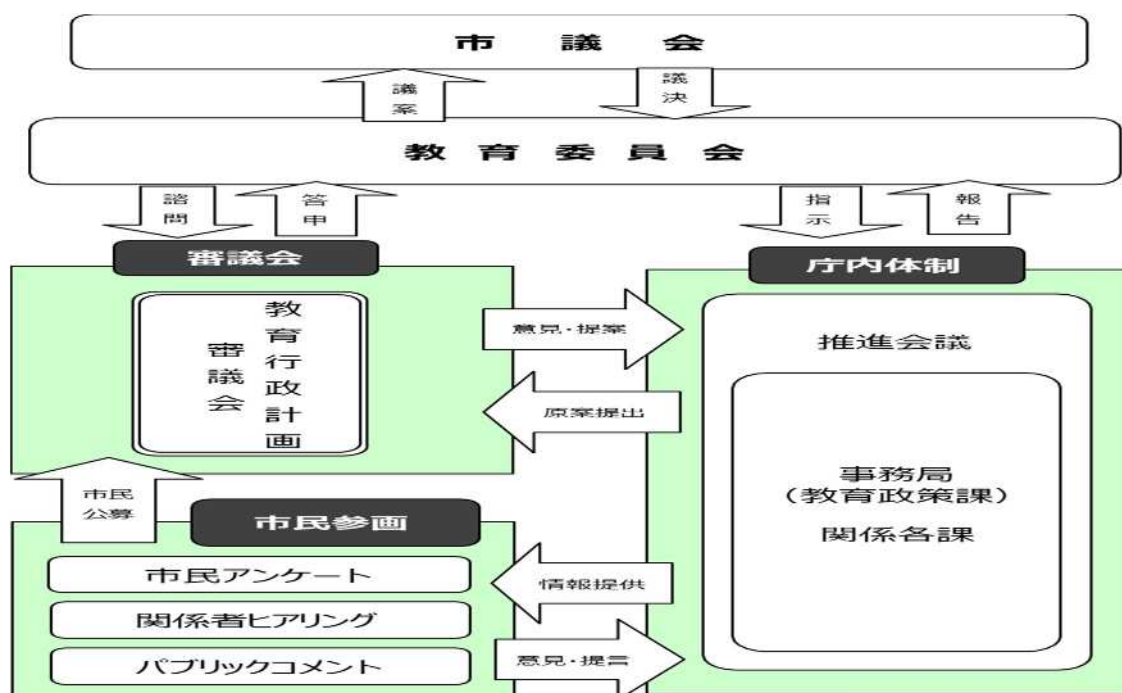
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

２ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

３ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４ 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（２）策定体制図



(3) 審議会委員名簿

番号	氏 名	所 属 等
1	井村 美穂	N P O法人子どもの国理事長
2	遠藤 仁菜	日本福祉大学 学生
3	大江 香織	株式会社ハイパーブレイン 教育 DX 推進部 取締役部長
4	加藤 章	豊田市区長会 理事
5	加藤 智和	豊田市こども・若者総合相談センター センター長
6	兼子 記人	一般社団法人豊田青年会議所 副理事長
	加納 俊和	同上
7	木浦 敦	豊田市 P T A 連絡協議会 副会長
8	櫻井 直輝	放送大学教養学部 准教授
9	鈴木 智子	地域学校共働本部コーディネーター
10	野崎 典子	市民公募委員
11	◎野田 敦敬	愛知教育大学 学長
12	羽根田 修	豊田市小中学校長会 会長
	仲田 英成	同上
13	○牧野 篤	東京大学 大学院教育学研究科 教授
14	松野 絵里	市民公募委員
15	吉田 修	豊田市小中学校長会
	山本 昭彦	愛知県へき地教育研究協議会 事務局長
16	若子 理恵	豊田市こども発達センター センター長

◎会長 ○副会長 (50 音順、敬称略) ※所属団体等は委嘱時のもの

(4) 豊田市教育委員会附属機関規則

平成4年11月30日

教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市附属機関条例（平成4年条例第24号）第3条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 附属機関の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 第3条第3項及び前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第1項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第2項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 附属機関の庶務は、別表に定める課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第2条、第5条関係）

附属機関名	委員の任期	庶務担当課名
豊田市いじめ防止対策委員会	2年	教育部学校教育課
豊田市いじめ問題調査委員会	諮問期間	教育部学校教育課
豊田市教育行政計画審議会	諮問期間	教育部教育政策課
豊田市立小中学校区審議会	諮問期間	教育部学校教育課

（５）豊田市教育行政計画審議会への諮問書

豊教政発第４８３号

令和６年７月２２日

豊田市教育行政計画審議会

会長 野田 敦敬 様

豊田市教育委員会

教育長 山本 浩司

豊田市教育行政計画について（諮問）

豊田市附属機関条例（平成４年条例第２４号）第２条第２項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

１ 諮問事項

豊田市教育行政計画の策定について

２ 諮問理由

令和７年度末に現計画の計画期間が終了することから、多様な市民の参画により、教育を取り巻く社会情勢等の変化に対応した新たな豊田市の教育行政計画を策定するため

３ 諮問期間

令和６年７月２２日から令和８年３月３１日まで

（６）豊田市教育行政計画審議会からの答申書

【追加予定】

(7) 審議会の審議経過

・教育行政計画審議会

会 議	日 程	主な内容
第1回	2024年7月22日	・委員の委嘱 ・会長の選出 ・諮問 ・計画概要の協議 ・計画策定スケジュールの協議 ・教育に関するアンケート調査の実施概要の協議
第2回	2024年11月22日	・国や社会の動向の確認 ・現計画における現状分析と課題の確認 ・教育に関するアンケート調査（市民）の結果報告 ・次期教育大綱の協議
第3回	2025年2月17日	・教育に関するアンケート調査結果等の確認 ・第4次教育行政計画の中間評価の確認 ・次期教育大綱の協議 ・（仮）第5次教育行政計画の協議
第4回	2025年6月12日	・計画策定スケジュールの確認 ・パブリックコメントの実施概要の確認 ・（仮）第5次豊田市教育行政計画（素案）に関する協議
第5回	2025年9月19日	【追加予定】

・学校規模の適正化に関する専門部会

会 議	日 程
第1回	2024年7月22日
第2回	2024年10月31日
第3回	2024年11月22日
第4回	2025年1月27日

(8) 豊田市の教育に関するアンケート調査

【調査対象者】

調査	対象者	配布数	備考
(1) 市民	16 歳以上の市民	3,688 人	うち約 140 人は外国人
(2) 小学生	市内の小学校 5 年生	1,700 人	
(3) 中学生	市内の中学校 2 年生	1,450 人	
(4) 保護者	(2)(3)の対象者の保護者	3,150 人	
(5) 教員	市内の公立小・中学校の教員	2,287 人	
(6) 校長・教頭	市内の公立小・中学校の校長・教頭	206 人	
合 計		12,481 人	
回収結果		8,803 人	回収率 70.5%

【調査期間】

2024 年 8 月～9 月

(9) 関係団体等へのヒアリング

調査時期	2024 年 12 月～2025 年 1 月
調査方法	ヒアリング調査
ヒアリング対象	児童会・生徒会、教職員組合、地域学校共働本部、NPO 法人、関係所管課
主な調査項目	学校や授業、不登校、いじめ、外国人児童生徒の教育、地域の学習、地域との共働、中 1 ギャップ、教員の多忙化解消、子どもの読書

調査時期	2025 年 7 月（予定）
調査方法	子どもワークショップ
ヒアリング対象	児童生徒、高校生
主な調査項目	

(10) パブリックコメント*の概要

【追加予定】

(11) 語句説明

文中に＊が付いている語句について、説明しています。(50音順)

語句	ページ (初出＊)	説明
DX (デジタルトランスフォーメーション)	15	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズに対し、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
GIGA スクール構想	20	Global and Innovation Gateway for All の略称。1人1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、これまでの学校教育と組み合わせることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その能力を最大限に引き出そうとする文部科学省の構想。
ICT	15	Information and Communications Technology の略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術。
OJT	30	On the Job Training の略称。具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度等を、意図的・計画的・継続的に指導し、習得させること。
PDCA サイクル	39	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階の流れを繰り返し、継続的に改善していく手法。
SDGs 未来都市	11	内閣府がSDGs達成に向けた取り組みを積極的に進める自治体を選定する制度。
Society5.0	31	IoTで全ての人・モノがつながることで、新たな価値を生み出し、社会でのイノベーションを通じて、一人ひとりが希望を持ち、快適に活躍できる社会。
VUCA	3	Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字をとった造語。社会の変化が激しく、将来の予測が困難な状況。
アントレプレナーシップ教育	37	自らの社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探究したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育。
生き抜く力	1	社会が激しく変化する中で自立と共働を図るための能動的・主体的な力。
居場所みつけアドバイザー	24	学校現場における子どもや保護者の実態をもとに助言を行い、居場所みつけプランの推進を教育委員会とともに行う者。
居場所みつけプラン	13	豊田市の不登校対策事業。学校や教室に行けない、行かない児童生徒の社会的自立に向けた包括的支援。
インクルーシブ	25	全ての子どもが学習活動に参加している実感と達成感をもち、充実

教育システム		した時間を過ごせるようにすることを最も大切にしつつ、居住地域の障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できる限り同じ場でともに学ぶことができる仕組みのこと。
ウェルビーイング	1	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいう。生きがいや人生の意義など、将来にわたる幸福を含む。
学校運営協議会	34	地域ぐるみの教育に向けた取組の充実を図るために組織された会議体。主な役割として、学校運営の基本方針の承認、学校運営について意見を述べることなどがある。
カリキュラム	36	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画（教育課程）のこと。
起業家教育	37	主体性、創造性、分析力、コミュニケーション力などを醸成する、「これからの時代で生きる力」を身に付けるための教育。
キャリア教育	37	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。
共働	1	市民と行政が協力・連携すること。通常これを「協働」というが、本市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。（国の通知や子どもたちの学びにおいては「協働」と表記している。）
協働的な学び	15	子ども一人ひとりの良い点や可能性を生かし、子ども同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成すること。
合理的配慮	23	障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされる配慮のこと。
交流館	27	中学校区ごとに「学び・交流・活動」の拠点として設置された施設
ことばの教室	24	日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒を対象に、日本の学校（在籍校）への編入直後から日本語初期指導・学校生活適応指導を行う。現在、4つの教室がある。
子どもの命を守るハートサポートプログラム	18	教育相談技術の向上や子どもの悩みの把握、教育相談体制の見直しなど、子どもの命を守るための取組。
個別最適な学び	15	子ども一人ひとりの特性・学習進度・学習到達度等に応じ、教師が必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う「指導の個別化」と、子ども一人ひとりの興味・関心・キャリア形成の方

		向性等に応じ、教師が一人ひとりに応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う「学習の個性化」を、学習者の視点から整理した考え方。
コミュニティ・スクール	34	地域と学校が連携・協働して、子どもたちの教育や学校運営に地域の力を活かす仕組み。豊田市では、全校に学校運営協議会を設置したことにより、全校がコミュニティ・スクールとして指定されている。また、中学校区単位で9年間の子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みとして、コミュニティ・スクールの集合体である「コミュニティ・スクール連絡協議会」を設定している。
持続可能な開発のための2030アジェンダ	11	2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を含む、先進国を含む全ての国に適用される国際社会共通の目標のこと。
主体的・対話的で深い学び	12	「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の3つの授業改善の視点のバランスに配慮しながら、学びの状況を把握し改善していくこと。
調べる・伝える学習コンクール	32	主体的に考え、判断し、表現することを目的として豊田市が主催する地域コンクール。（公財）図書館振興財団主催の「調べる学習全国コンクール」につながる。
スーパーバイザー	24	公認心理師・臨床心理士の資格を有し、特別支援教育にも精通した者。
スクールカウンセラー	18	臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う専門職のこと。
スクールソーシャルワーカー	10	児童生徒が生活の中で抱えている様々な問題に対し、家庭や周囲の環境に着目して支援を行う社会福祉士の資格をもつ専門職のこと。
青少年相談員	24	臨床心理士・公認心理師の資格を有し、青少年問題に対して専門的な知識を有する者。
生成AI	2	データから学習した内容を基に自動で画像や文章等をつくり出すAIのこと。
脱炭素社会	28	化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる社会。
多文化共生	13	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
地域学校共働本部	36	地域と学校が連携・共働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動を推進するために活動する組織。学校と地域の間を円滑

		につなぐ仕組みとして、地域コーディネーターを配置し、学校へのボランティア派遣や、地域貢献活動を実施している。
中央教育審議会	3	教育に関する重要事項の調査・審議を行う、文部科学省におかれる文部科学大臣の諮問機関。
通級指導教室	9	小学校、中学校、高等学校等で、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を行う特別支援教育の形態のこと。
特別支援学級	9	障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援を行う学級のこと。
特別支援教育	15	障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援を行う教育のこと。
特別支援教育 アドバイザー	24	特別支援学校での教職経験と指導実績が豊富であり、特別支援教育に関する高い専門性を有し、児童生徒・保護者・教職員の困り感によりそった指導・助言・その他必要に応じた支援を行う。
パブリック コメント	46	市民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、市の基本的な政策などの策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報、専門的知識の提出を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続。
バリアフリー	27	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
パークはあと ラウンジ	24	本市の教育支援センター。学校に行けない・行かない児童生徒の居場所として、教育委員会が設置しているもの。児童生徒の社会的自立に向けて、小集団あるいは個人での活動を主とする。「ふれあい」「なんぶ」「しもやま」「ひだまり」「あすけ」「ほみ」「オンライン」の7つがある。
ブロックサポ ート体制	24	中学校区を基本とする近隣の学校でブロックを組織した学校間でのサポート体制のこと。
ヤングケアラー	23	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。
ユニバーサル デザイン	25	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力など、個人の違いにかかわらず、全ての人が利用しやすいと感じるデザインのこと。

2025 年度 豊田市教育行政計画 素案

2025 年 7 月

豊田市教育委員会

〒471-8501 豊田市西町三丁目 60 番地